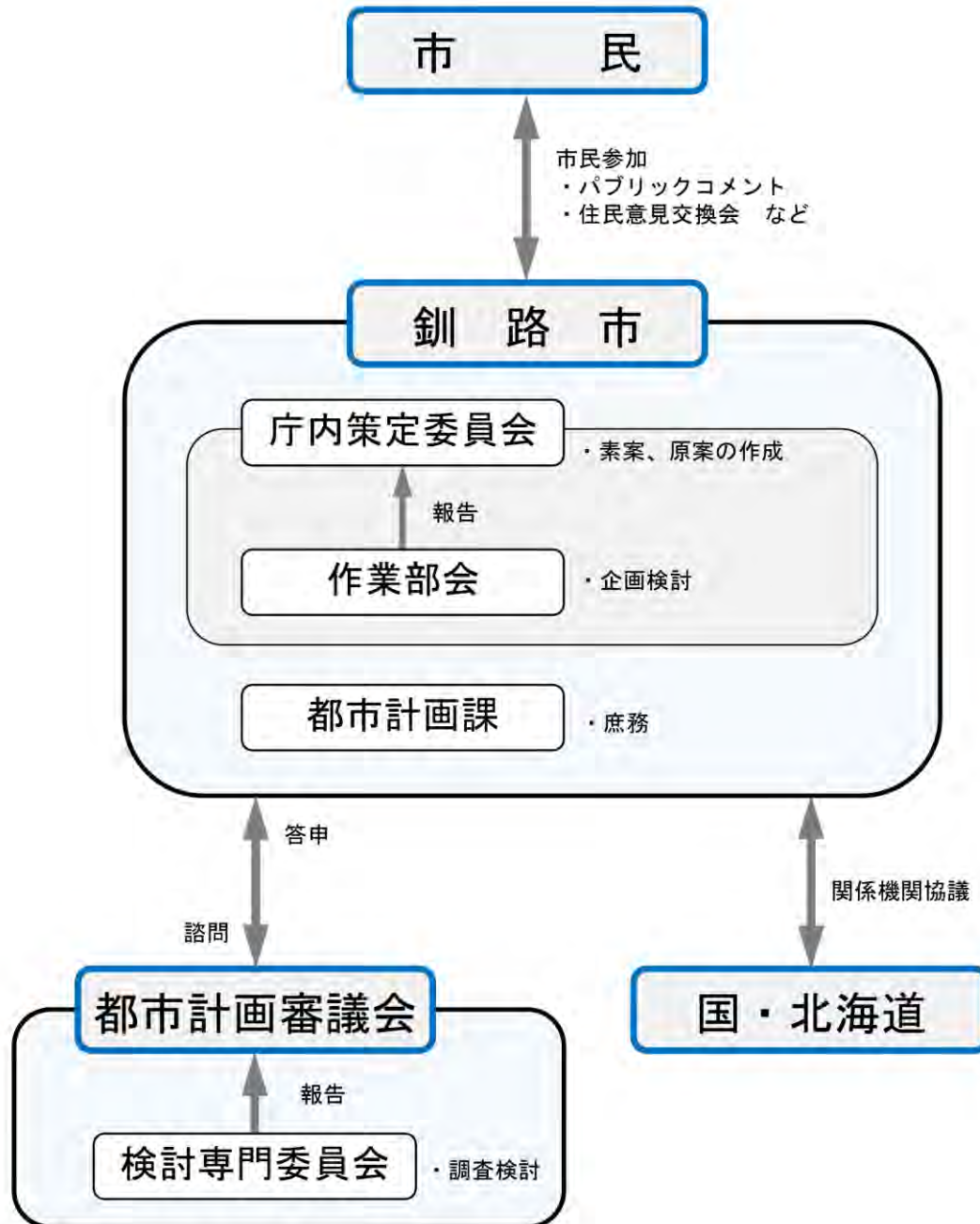




# 資料編

# 資料編

## 1 策定組織概略図



## 2 釧路市都市計画審議会委員名簿

2022年(令和4年)2月現在

委員	構成	氏名	役職など
会長	学識経験者	山口 隆	釧路市教育委員会 教育委員
副会長	学識経験者	川村 修一	釧路商工会議所 専務理事
委員	学識経験者	酒井 多加志	北海道教育大学釧路校 教授
委員	学識経験者	東 裕三	釧路公立大学 准教授
委員	学識経験者	金子 ゆかり	一般社団法人北海道建築士会釧路支部 女性委員長
委員	学識経験者	伊藤 明日佳	弁護士法人 笠井・伊藤法律事務所 弁護士
委員	学識経験者	梅崎 明生	阿寒町商工会 副会長
委員	学識経験者	荻原 秀一	音別町商工会 理事
委員	学識経験者	福西 範	釧路市農業委員会 農業委員
委員	学識経験者	照井 滋晴	釧路自然保護協会 幹事
委員	学識経験者	高田 義人	NPO 法人阿寒観光協会まちづくり推進機構 専務理事
委員	学識経験者	渡邊 登志子	釧路市女性団体連絡協議会 会員
委員	市議会議員	秋田 慎一	釧路市議会経済建設常任委員会 委員長
委員	市議会議員	大越 拓也	釧路市議会経済建設常任委員会 副委員長
委員	北海道職員	藤田 大	北海道警察釧路方面本部 釧路警察署 交通官
委員	北海道職員	梅津 健夫	北海道釧路総合振興局釧路建設管理部 事業室地域調整課 課長
委員	関係行政機関	石山 巖	釧路市消防本部 消防長

※ 順不同、敬称略

### 3 釧路市都市計画審議会条例

平成17年10月11日

釧路市条例第208号

改正 平成22年3月23日条例第2号

令和3年3月23日条例第2号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、釧路市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員17人以内で組織する。

- 2 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 3 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(委員、臨時委員及び専門委員)

第3条 委員は、学識経験のある者及び市議会議員のうちから、市長が任命する。

- 2 市長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関若しくは北海道の職員又は本市の住民のうちから委員を任命することができる。
- 3 臨時委員及び専門委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから、それぞれ市長が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 市長は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解任することができる。
- 7 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、住宅都市部において行う。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行後最初に任命される委員の任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則 (平成22年3月23日条例第2号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月23日条例第2号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 4 検討専門委員会名簿

2021年(令和3年)10月現在

委員	氏名	役職など	備考
委員長	小林 英嗣	一般社団法人都市・地域共創研究所 代表理事 北海道大学 名誉教授	専門委員
職務代理	川村 修一	釧路商工会議所 専務理事	都市計画 審議会委員
委員	金子 ゆかり	一般社団法人北海道建築士会釧路支部 女性委員長	都市計画 審議会委員
委員	酒井 多加志	北海道教育大学釧路校 教授	都市計画 審議会委員
委員	高野 伸栄	北海道大学 教授	専門委員
委員	畑 由規子	三ッ輪運輸株式会社 経営企画室 室長	専門委員
委員	湯城 誠	釧路不動産鑑定コンサルティング CEO 不動産鑑定士	専門委員

※ 順不同、敬称略

## 5 検討専門委員会要綱

### 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討専門委員会設置要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、釧路市都市計画審議会条例第7条の規定に基づき、釧路市都市計画審議会（以下「審議会」という。）に設置することとした都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討専門委員会（以下「検討専門委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事項)

第2条 検討専門委員会は、次の各号に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画に関すること。
- (2) その他、審議会の会長が指示する事項。

#### (組織)

第3条 検討専門委員会は、審議会の委員及び専門委員から、審議会会長が指名する者をもって組織する。

- 2 検討専門委員会の委員は、7人とする。

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

#### (委員長)

第5条 検討専門委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、審議会会長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討専門委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第6条 検討専門委員会は、審議会会長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 検討専門委員会が行った調査検討の結果は、委員長が審議会に報告する。

#### (庶務)

第7条 検討専門委員会の庶務は、住宅都市部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討専門委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月16日から施行する。



## 6 策定委員会要綱

### 釧路市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画庁内策定委員会設置要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、釧路市都市計画マスタープラン及び釧路市緑の基本計画の見直しに当たり設置する、釧路市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画庁内策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織並びに運営について、必要な事項を定める。

#### (所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 釧路市都市計画マスタープラン及び釧路市緑の基本計画の素案、原案の策定に関すること。
- (2) その他、委員長が必要と認める事項。

#### (組織等)

第3条 策定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、都市計画課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に定める職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員を補充することができる。
- 5 委員長は、策定委員会を招集し、会議の議長となる。
- 6 委員長は、会議の運営上必要があると認めた時は、委員以外の者の意見又は説明を求めることができる。

#### (作業部会の設置)

第4条 策定委員会に、作業部会を設け、策定委員会の所掌する事務の推進に関し必要な事項の企画検討を行い、その結果を策定委員会に報告する。

#### (作業部会の組織等)

第5条 作業部会は、委員が所属する部署の職員のうち、課長補佐職又は係長職にある者をもって組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長は、必要があると認めるときは、同項以外の職員を作業部会に参加させることができる。
- 3 委員長は、作業部会の運営上必要があると認めた時は、構成員以外の者の意見又は説明を求めることができる。

## (設置期間)

第6条 策定委員会の設置期間は、釧路市都市計画マスタープラン及び釧路市緑の基本計画が策定されるまでとする。

## (庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、住宅都市部都市計画課において行う。

## (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成10年11月6日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成20年1月8日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成31年1月7日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和元年5月17日から施行する。

## 附 則

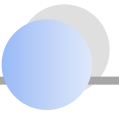
この要綱は、令和2年5月20日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表（第3条関係）

区 分	職 名
委 員	総務部防災危機管理課長
	総合政策部都市経営課長
	総合政策部都市経営課政策推進主幹
	財政部市有財産対策室長
	市民環境部環境保全課長
	市民環境部環境事業課長
	福祉部障がい福祉課長
	福祉部介護高齢課長
	産業振興部商業労政課長
	産業振興部商業労政課中心市街地活性化主幹



産業振興部産業推進室長
産業振興部観光振興室長
産業振興部阿寒観光振興課長
産業振興部農林課長
水産港湾空港部水産課長
水産港湾空港部港湾空港課長
住宅都市部都市計画課都市開発指導主幹
住宅都市部住宅課長
住宅都市部建築指導課長
都市整備部都心部まちづくり推進室長
都市整備部公園緑地課長
都市整備部道路河川課長
都市整備部阿寒建設課長
都市整備部音別建設課長
阿寒町行政センター地域振興課長
阿寒町行政センター阿寒湖アイヌ施策推進室長
音別町行政センター地域振興課長
上下水道部水道整備課長
上下水道部下水道建設管理課長
上下水道部阿寒上下水道課長
上下水道部音別上下水道課長
生涯学習部生涯学習課長
市立釧路総合病院事務部総務課長

## 7 策定経過

### 釧路市都市計画審議会の開催

- 報告：2019年(令和元年)5月22日 令和元年度第1回釧路市都市計画審議会  
報告第2号「都市計画マスタープラン」の見直しについて
- 2020年(令和2年)2月19日 令和元年度第3回釧路市都市計画審議会  
報告第4号「都市計画マスタープラン」の策定について
- 2020年(令和2年)10月2日 令和2年度第1回釧路市都市計画審議会  
報告第1号「第2次釧路市都市計画マスタープラン」の策定について
- 予備審査：2020年(令和2年)11月4日 令和2年度第2回釧路市都市計画審議会  
議案第13号「第2次釧路市都市計画マスタープラン」の策定について
- 本審査：2021年(令和3年)2月9日 令和2年度第3回釧路市都市計画審議会  
議案第13号「第2次釧路市都市計画マスタープラン」の策定について
- 予備審査：2021年(令和3年)11月16日 令和3年度第1回釧路市都市計画審議会  
議案第1号 第2次釧路市都市計画マスタープラン(地域別構想)の策定につ  
いて
- 本審査：2022年(令和4年)2月7日 令和3年度第2回釧路市都市計画審議会  
議案第1号 第2次釧路市都市計画マスタープラン(地域別構想)の策定につ  
いて

### 検討専門委員会の開催

- 第1回：2019年(令和元年)6月13日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の見直しについて
- 第2回：2019年(令和元年)8月26日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画のたたき台について
- 第3回：2019年(令和元年)10月17日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画のたたき台について
- 第4回：2020年(令和2年)1月16日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画のたたき台について
- 第5回：2020年(令和2年)8月6日  
策定スケジュールの変更について  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画のたたき台について
- 第6回：2021年(令和3年)8月5日  
第2次釧路市都市計画マスタープラン(地域別構想)について
- 第7回：2021年(令和3年)10月11日  
第2次釧路市都市計画マスタープラン(地域別構想)について

## 策定委員会の開催

- 第1回：2019年(平成31年)1月31日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画について、策定体制、スケジュール等について
- 第2回：2019年(令和元年)6月5日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の見直しについて、庁内策定委員会作業部会員の推薦について
- 第3回：2019年(令和元年)8月19日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画のたたき台について
- 第4回：2019年(令和元年)10月10日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画のたたき台について
- 第5回：2019年(令和元年)12月26日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画のたたき台について
- 第6回：2020年(令和2年)7月20日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画のたたき台について
- 第7回：2020年(令和2年)10月13日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画のたたき台について
- 第8回：2021年(令和3年)1月14日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画について
- 第9回：2021年(令和3年)5月19日  
都市計画マスタープラン(地域別構想)たたき台について
- 第10回：2021年(令和3年)7月28日  
都市計画マスタープラン(地域別構想)たたき台について
- 第11回：2021年(令和3年)11月1日  
都市計画マスタープラン(地域別構想)たたき台について
- 第12回：2022年(令和4年)1月25日  
都市計画マスタープラン(地域別構想)について

## 作業部会の開催

- 第1回：2019年(平成31年)1月31日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画について、策定体制、スケジュール等について
- 第2回：2019年(平成31年)3月27日  
現都市計画マスタープランの取組状況について、都市計画マスタープランのたたき台について、緑の基本計画の見直しについて
- 第3回：2019年(令和元年)8月2日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画のたたき台について

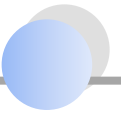
- 第4回：2019年(令和元年)9月30日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画のたたき台について
- 第5回：2019年(令和元年)11月29日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画のたたき台について
- 第6回：2020年(令和2年)7月3日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画のたたき台について
- 第7回：2020年(令和2年)9月29日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画のたたき台について
- 第8回：2021年(令和3年)1月7日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画について
- 第9回：2021年(令和3年)4月8日  
都市計画マスタープラン(地域別構想)たたき台について
- 第10回：2021年(令和3年)7月16日  
都市計画マスタープラン(地域別構想)たたき台について
- 第11回：2021年(令和3年)10月19日  
都市計画マスタープラン(地域別構想)たたき台について
- 第12回：2022年(令和4年)1月18日  
都市計画マスタープラン(地域別構想)について

## ワークショップ

- 第1回：2019年(令和元年)8月8日  
都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討専門委員会ワークショップ
- 第2回：2020年(令和2年)1月15日  
庁内ワークショップ

## 関係機関協議

- 2020年(令和2年)7月29日：釧路開発建設部 技術管理課、道路計画課  
第2次都市計画マスタープラン及び第2次緑の基本計画についての協議
- 2020年(令和2年)8月3日：釧路建設管理部事業室 地域調整課、道路課、治水課  
第2次都市計画マスタープラン及び第2次緑の基本計画についての協議
- 2020年(令和2年)9月14日：北海道庁都市計画課  
第2次都市計画マスタープラン及び第2次緑の基本計画についての協議
- 2020年(令和2年)9月17日：釧路開発建設部 技術管理課、治水課  
第2次都市計画マスタープラン及び第2次緑の基本計画についての協議
- 2021年(令和3年)6月23日：釧路建設管理部事業室 地域調整課  
第2次都市計画マスタープラン(地域別構想)についての協議
- 2021年(令和3年)6月30日：釧路開発建設部 技術管理課  
第2次都市計画マスタープラン(地域別構想)についての協議



2021年(令和3年)7月15日：北海道庁都市計画課

第2次都市計画マスタープラン(地域別構想)についての協議

### 市民意見募集など

2020年(令和2年)9月9日～2020年(令和2年)10月9日

市民意見募集(ホームページ)

結果：0件(0人)

2020年(令和2年)12月11日～2021年(令和3年)1月12日

パブリックコメント実施

結果：7件(1人)

2021年(令和3年)6月14日～2021年(令和3年)7月14日

地域別構想の市民意見募集(動画配信、DVD配布)

結果：12件(9人)

2021年(令和3年)12月17日～2022年(令和4年)1月17日

地域別構想のパブリックコメント実施

結果：7件(2人)

## 8 用語解説

※( )内は本文記載ページ

### 《あ行》

#### 空家等 (P26, 117, 118)

建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がおおむね年間を通して使用実態のないもの及びその敷地。

#### アジャイル (P82)

敏捷性や機敏性(agile)と言う意味で、主にIT業界でのシステムやソフトウェア開発の手法。柔軟で迅速な対応などを実現するため、小さな単位で対策の検討などを繰り返すこと。

#### 医療圏 (P118)

地域の医療需要に対応して、医療資源の適正な配置と医療提供体制の体系化を図るための地域的な単位。かかりつけ医などによる初期治療を担う一次医療圏、入院医療サービスの完結を目指す二次医療圏、高度で専門的な医療を担う三次医療圏がある。

### 《か行》

#### 外貿コンテナ (P56, 96)

外国との貿易に用いられる貨物コンテナ。

#### 貨物のユニット化 (P56, 96)

貨物をあらかじめ一定基準の体積にまとめること。これにより、態勢を崩すことなく一貫して輸送することが可能になるため、輸送の合理化やコストの低減が図られる。

#### 関係人口 (P29, 88)

出身者や、縁戚者、仕事で関わる機会がある人、観光リピーターなど地域と多様に関わる人々。

#### 既存ストック (P17, 27, 73, 87)

これまで整備されてきた建築物や道路、公園、上下水道などの都市施設。

#### 急傾斜地崩壊危険区域 (P68)

崩壊するおそれのある急傾斜地で、崩壊により相当数の居住者などに危害が生じるおそれのあるもの及び隣接する土地のうち、都道府県が指定する区域。

#### 旧住宅地造成事業に関する法律 (P43)

住宅地開発の根拠法で1963年(昭和39年)7月9日に法律第160号として施行され、1968年(昭和43年)6月15日に廃止された法律。

#### 釧路川水系河川整備計画 (P62)

釧路川水系の河川(岩保木水門より下流の北海道管轄部分を除く)における災害の発生防止や軽減、河川の適正な利用、河川環境の整備と保全などについて、北海道開発局が策定した計画。2008年(平成20年)3月に策定。対象期間はおおむね20年。

#### 釧路圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (P3)

釧路市と釧路町で構成する釧路圏の都市計画区域について北海道が策定する方針。将来の目指すべき都市像との関係を踏まえて都市計画の目標並びに土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針を定めている。

#### 釧路市地域防災計画(P68, 87, 106, 141)

地震、津波、風水害などの災害に関して、予防や応急及び復旧などの対策を総合的かつ計画的に推進するため、防災関係機関が行うべき事務又は業務の大綱を定めて、市民の生命、身体及び財産を災害から守るための計画。

#### 釧路市まちづくり基本構想 (P2, 3, 24, 82)

まちづくりを進めていくために策定した本市の個別計画や施策の最上位となる指針。釧路市まちづくり基本条例第23条に基づき2018年(平成30年)3月に策定。計画期間は2018年度(平成30年度)から2027年度(令和9年度)。



## 釧路市立地適正化計画 (P3, 67, 83, 88, 92, 93, 104, 105, 116, 117)

釧路市都市計画マスタープランの一部とみなされ、まちづくりの基本目標の一つである「コンパクトなまちづくり」を実現するための計画。都市再生特別措置法第81条に基づき2017年(平成29年)3月に策定し、2019年(平成31年)3月に改訂。計画期間はおおむね20年後の2035年(令和17年)。

## 釧路地区水防拠点 (P62)

洪水時に効率的な水防活動を行うための前線基地で、地震などで河川管理施設が使えなくなったときの応急復旧工事の拠点。ブロック、土砂など水防活動に必要な資材や機材を備えているほか、避難所としても活用できる。

## グレート・リセット (P82)

世界経済や環境問題など幅広いテーマで討議が行われる「世界経済フォーラム年次総会」(ダボス会議)の2021年テーマ。いまの社会全体を構成するさまざまな問題を解決するために、これまで当たり前であったシステムを白紙に戻し、まったく新しい仕組みを一からつくり出していくこと。

## 高規格幹線道路 (P12, 34, 52)

自動車の高速交通の確保を図るため計画された自動車専用道路。高速道路(高速自動車国道)及び高速道路(高速自動車国道)に並行する一般国道自動車専用道路、一般国道の自動車専用道路で構成されている。

## 高次都市機能 (P22, 46, 104)

行政・業務機能、商業機能、医療・福祉機能、高等教育機能、国際交流機能、スポーツ拠点機能など、広域的なエリアを対象とする都市サービスを提供する機能。本市では日本銀行釧路支店や北海道警察釧路方面本部など。

## 交通結節機能、交通結節点 (P57, 72, 73, 111)

交通手段を相互に連携する乗換えや乗継ぎ機能、箇所。鉄道駅、バスターミナル、駅前広場など。

## 交流人口 (P29, 88)

観光や避暑、通勤、通学、通院、買い物、スポーツなどの目的で、市外から市内を訪れる(交流する)人のこと。

## 港湾計画 (P42)

重要港湾の港湾管理者が港湾法に基づき策定する計画。港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針や、港湾の環境の整備及び保全に関する事項について定める。

## 骨格道路交通網 (P34, 53)

広域交流連携や拠点連携、機能集積軸の強化を図るために、特に重要な道路として位置づけられた道路網。

## コンパクトなまちづくり (P2, 16, 22, 25, 43, 46, 67, 73, 81)

市街地の拡大や新たな商業圏の形成を抑制しながら、都心部や様々な都市機能が集積している地区に、商業・業務、教育・文化など、経済活動とその他日常生活に必要なサービス活動が一体となって営まれる拠点を構築し、その周辺に利便性の高い生活圏として居住が集積されることで、効率的で将来に持続可能なまちづくりを進めること。

## コーホート要因法 (P4)

ある期間に生まれた人々の集団について、出生と死亡及び転出入という二つの人口変動要因それぞれについて将来値を仮定し、人口を推計する方法。

## 《さ行》

## シーアイキュー(CIQ) (P57)

国境を越える交通及び物流において必要な手続きである「税関(Customs)」「出入国管理(Immigration)」「検疫(Quarantine)」の総称。またはそれらを執り行う機関及び施設。

**シーニックバイウェイ (P53)**

景観やシーン(scene)の形容詞系シーニック(scenic)と、わき道や寄り道を意味するバイウェイ(byway)を組み合わせた言葉。地域と行政が連携し、景観や自然環境に配慮し、地域の魅力を道でつなぎながら個性的な地域、美しい環境づくりをめざす施策。

**市街化区域 (P14, 30, 31, 43, 66, 81, 92, 94, 104, 106, 116)**

都市計画区域内において、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

**市街化調整区域 (P14, 30, 43, 66, 92, 94, 95, 104, 106, 107, 116, 119)**

都市計画区域内において、市街化を抑制すべき区域。

**市街地開発事業 (P42, 72)**

一定の地域について地方公共団体などが公共施設の整備と宅地の開発とを一体的、総合的に進める事業。土地区画整理事業、市街地再開発事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業がある。

**シビックコア地区 (P73, 109)**

魅力とにぎわいのある都市の拠点となる地区の形成に資するため、関連する都市整備事業との整合を図りつつ、官公庁施設と民間建築物などの整備を総合的かつ一体的に実施する地区。

**循環型社会 (P28)**

主に経済活動の途中における資源やエネルギー損失がないことを理想状態として、資源の再利用が図られるような社会システムを構築することを目指す社会。

**シルバーハウジング (P67)**

高齢者世帯が安全で快適な生活ができるように、バリアフリー化や生活援助員(ライフサポートアドバイザー)による生活支援サービスが受けられる公営住宅。

**生活利便施設 (P44, 46, 74, 93, 105, 109, 117, 130, 141)**

住宅の周辺に配置された、人々の日常生活に必要な様々な施設。商業施設、サービス施設、金融機関など。

**《た行》****大規模集客施設 (P48)**

建築基準法別表第二(か)に掲げる建築物。劇場、映画館、店舗などの用途に使用する部分の床面積の合計が1万㎡を超える建築物。

**大規模盛土造成地 (P118)**

盛土造成された土地のうち、盛土の面積が3,000平方メートル以上の土地又は盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5メートル以上の土地。

**耐震旅客船ターミナル (P56, 69, 74, 106)**

重要港湾釧路港の東港区北地区に位置し、耐震旅客船岸壁や幸町緑地などで構成されるエリア。都心部に大型旅客船の寄港が可能となったほか、災害時には緊急物資を輸送する防災拠点になる。

**地域高規格道路 (P52)**

高規格幹線道路と一体になって、地域発展の核となる都市圏の育成や地域相互の交流促進、空港や港湾との連携などに資する道路。

**地域地区 (P42)**

都市計画区域内の土地を利用目的によって区分し、建築物などについて必要な制限をすることで、土地の合理的な利用を誘導するために定められるもの。用途地域、特別用途地区など。

**地区計画 (P42, 45, 95, 107, 119)**

それぞれの地区の特性に応じた、良好な都市環境の形成を図るために、地区の目標や将来像を示すほか、建築物の建て方のルールなどを具体的に定め、その地区独自のまちづくりのルールをきめ細かく定める「地区レベルでの都市計画」。

**低未利用地 (P27, 28, 46, 48, 72)**

適正な利用が図られるべきにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない土地及び周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い土地。

**ディーアイディー(D I D) (P15)**

人口集中地区(Densely Inhabited District)の略称。国勢調査において、人口密度が1km<sup>2</sup>当たり4,000人以上の地区が隣接し、合計人口が5,000人以上となる地域。

**デマンド型交通 (P121, 133, 144)**

利用者の要望に応じ、運行ルート、時間、乗降場所等に対応する交通サービス。

**道内7空港一括民間委託 (P57)**

民間の資金及び経営能力の活用により道内7空港(新千歳、稚内、釧路、函館、旭川、帯広、女満別)本来の役割を最大限発揮させることを目的として、一体的かつ機動的な空港経営を実現するために運営を統合し、航空輸送の安全性や空港の公共性を確保しつつ民間事業者に空港運営事業を実施させるもの。

**特別用途地区 (P42, 48)**

用途地域内の一定の地区において、その用途地域の指定を補完するため、その地区の特性や課題に応じて市町村が定める条例に基づき建築物の用途の規制の強化又は緩和を定める地区。

**都市機能 (P13, 16, 22, 24, 30, 42, 43, 46, 57, 72, 81, 83, 88, 111, 116)**

人々が都市において日常生活を営む上で必要なサービスを提供する機能。行政・業務機能、商業機能、医療・福祉機能、教育・文化機能、居住機能など。

**都市計画区域 (P4, 14, 30, 43, 78, 81, 128, 140)**

自然的及び社会的条件、人口、土地利用、交通量などの現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域について、都道府県が指定する区域。

**都市計画道路 (P53, 97, 109, 121)**

都市計画法に基づいて位置づけられた道路。円滑な都市活動を支え、市街地の骨格を形成し、都市の貴重な空間となる根幹的な道路として、都市計画上にその区域などが定められた都市施設のこと。

**都市計画法 (P2, 3)**

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与するため、都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業などを定めた法律。1968年(昭和43年)6月15日法律第100号。

**都市施設 (P22, 27, 42, 66, 67, 78)**

都市において人々が生活する上で必要とされ、都市計画上にその名称、位置、区域などが定められた諸施設。道路、公園、上下水道、汚物処理場、火葬場など。

**土砂災害警戒区域 (P68)**

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地として、都道府県が指定する区域。

**土地区画整理事業 (P43)**

道路や公園などの公共施設を整備、改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業。

**《な行》****二地域居住 (P20, 29, 88)**

多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、2つの拠点を持ち、中長期、定期的、反復的に生活すること。本市では、夏季の冷涼な気候や豊かな自然環境を生かし、避暑などを目的とした長期滞在事業を推進している。

**乗換拠点 (P56, 57, 87)**

幹線と地域内交通を円滑に結ぶ交通結節機能の確保に加え、都市機能の誘導を支援する役割を担う拠点。

## 《は行》

### バイパス機能 (P34, 116)

ある地域を迂回させて、通過するだけを目的とした車両などがその地域を通らないようにするための交通機能。市街地道路の混雑を緩和する役割を果たす。

### ハザードマップ (P69, 87, 131)

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所、避難経路といった防災関係施設の位置などを表示した地図。

### バリアフリー (P26, 57, 59)

高齢者や障がい者、妊婦、けが人などが生活をしていく上での障壁(バリア)となるものを取り除くこと。

### 防火地域・準防火地域 (P68)

都市計画区域において、市街地における火災の危険を防ぐために定める地域。主として商業地などの建築物が密集し火災危険率が高い市街地について指定される防火地域と、それに準ずる準防火地域がある。これらの地域内では、防火や耐火などの建築制限が課せられる。

### ボトルネック (P53)

ビンの口が水の流量を制限していることから転じて、交通の流れを制限する狭い道や交差点など。

## 《ま行》

### マイルス(M I C E) (P32)

企業などの会議(Meeting)、企業などの行う報奨、研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel)、国際機関や団体、学会などが行う国際会議(Convention)、展示会や見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字を使った造語で、これらのビジネスイベントの総称。

### まちなか (P26, 44, 87, 107, 109, 111)

都市機能を集約すべき拠点及びその周辺。

### 水際線より6km程度 (P24, 30, 31, 104)

1968年(昭和43年)3月に釧路地方総合開発促進期成会 釧路湿原対策特別委員会の提言書「釧路湿原の将来」において「昭和65年時点における市街地の外延的拡大の限界を海岸線から約6km内にとどめるのが適当」と示し、以降の本市の都市的土地利用を進める上での基本的な考え方。

### 雌阿寒岳火山防災計画(P130)

地域住民、観光客等の生命、身体及び財産を保護するため、美幌町、津別町、足寄町、弟子屈町、釧路市、鶴居村、白糠町で設置する雌阿寒岳火山防災会議協議会が策定した計画。

### モータリゼーション (P20)

自動車普及し、生活の必需品となる現象。

## 《や行》

### ユニバーサルデザイン (P26, 53, 67)

文化や言語、国籍、年齢、性別の違い、障がいの有無にかかわらず誰もが容易に利用することができる施設や製品、情報の設計。

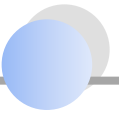
### 用途地域 (P42)

適正な土地利用により都市機能の維持や増進、住環境の保護などを図るため、都市計画法に基づき指定されるもの。住居系(第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域)、商業系(商業地域、近隣商業地域)、工業系(工業専用地域、工業地域、準工業地域)の全13種類の地域がある。

## 《ら行》

### ライフサイクルコスト (P27)

建築物などの建設費だけでなく、設計費や維持管理費、修繕費、解体処分費など、建物を作ってから取り壊すまでの全期間に要する総費用。

**ライフライン (P64, 65, 69, 118)**

水道や下水道、電気、ガスなどの公共公益設備や、電話やインターネットなどの通信設備といった日常生活を営む上で必要な基盤設備。

**緑化基盤材 (P65)**

肥料や土壌改良材が混和された緑化資材。

**臨港地区 (P42, 56, 69)**

港湾を管理運営するため、都市計画法に基づき指定される地区。港湾管理者は臨港地区内に商港区、工業港区、漁港区などの分区を条例により指定することができ、それぞれの分区の目的に合わない建築物の建築を制限することができる。



## 第2次釧路市都市計画マスタープラン

---

2021年(令和3年)3月18日策定

2022年(令和4年)3月18日改訂(地域別構想の追加)

### 釧路市都市計画課

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

TEL : (0154) 31-4555

FAX : (0154) 25-8149

MAIL: to-toshikei@city.kushiro.lg.jp



第**2**次  
釧路市都市計画  
マスタープラン